

○公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成31年2月10日

1 入札に付する事項
送迎バスの借上げ

2 入札日時及び場所

- (1) 日時 平成31年3月8日（金曜日）午後3時30分
- (2) 場所 愛媛県立とべ動物園 管理事務所第1会議室

3 入札参加資格確認書の提出

- (1) 日時 平成31年2月28日（木曜日）午後5時15分まで
- (2) 場所 〒791-2117 伊予郡砥部町上原町240番地
愛媛県立とべ動物園 管理事務所（郵送可）

4 入札参加資格の概要

- (1) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であること。
- (2) 過去5年間に、県内において国、地方公共団体もしくは愛媛県動物園協会の発注する、当該業務と種類及び規模を同じくする業務実績があること。（現在履行中であるものを含む）。
- (3) 愛媛県バス協会会員であること。

5 関係書類

関係書類は、とべ動物園ホームページ (<http://www.tobezoo.com/>) 内からファイルをダウンロード、又は6の問い合わせ先で手渡しにより受領可能。なお、手渡しの場合は、午前8時15分から午後5時15分までとする。

6 問い合わせ先

公益財団法人愛媛県動物園協会

電話番号 089-962-6000

住所 愛媛県伊予郡砥部町上原町240番地

7 その他

詳細は、入札説明書による。

入札説明書

入札については、入札公告によるほか、この入札説明書により取り扱うものとする。

1 競争入札に付する事項

別記の1のとおり

2 入札参加者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 過去5年間に、県内において国、地方公共団体もしくは愛媛県動物園協会と、送迎バスの契約を締結した実績があること。
- (3) 開札をする日において、知事が行う指名停止の期間中でない者であること。
- (4) この業務について、法令等の定めによる許認可等に基づく営業を行う者であること。
- (5) 愛媛県バス協会会員であること。

3 入札参加資格の確認

- (1) この入札に参加を希望する者は、次の書類を提出し、入札参加資格の事前確認を受けなければならない。

ア 入札参加資格確認書(別紙)

- (2) (1)の書類の提出日時及び提出方法

ア 提出日時及び場所 別添入札公告の3のとおり

イ 提出方法 (1)の書類は、持参もしくは郵送により提出すること。

ウ 提出された(1)の書類は、返却しない。

- (3) 事前確認の方法

事前確認は、2に掲げる要件を(1)の申請書類の記載内容等に基づき、当該要件を満たしているかどうか確認する。

- (4) 事前確認において、入札参加資格がないと認められた者については、入札書を無効とし、開札しない。なお、(1)の確認を受けずに、当該入札に参加しようとした者も同様とする。

4 入札及び開札

- (1) 入札の日時及び場所は、別記の2のとおり。
- (2) 入札参加者は、入札書を持参により提出すること。
- (3) 入札書の様式は、様式1のとおりとする。代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所、氏名に加えて、代理人であることおよび当該代理人の氏名を表示し、委任状に使用した印鑑を押印すること。
- (4) 委任状の様式は、様式2のとおりとする。委任状は代表者からの委任とし、入札書と合わせて提出すること。
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 開札は即時開札とする。

(7) 予定価格の制限内の価格での入札がないときは、3回を限度として入札をするものとする。3回の入札をするもさらに落札者がいないときは、2回を限度として見積に移行するものとする。

5 入札保証金及び契約保証金
免除する。

6 入札の無効等

入札参加資格を有しない者の提出した入札書、及び入札に関する条件に違反した者の提出した入札書は、無効とする。

7 落札者の決定

- (1) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あった場合、くじにより落札者を決定するものとする。
- (2) 落札者を決定したときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に通知するものとする。
- (3) 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

8 契約書作成の要否
要

9 契約条項
契約書のとおり

10 落札決定後の入札参加資格の喪失

落札決定後、委託契約の締結までの間に、当該業者が2に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合又は談合等不正行為の事実が発覚した場合若しくは請負業者の役員等が贈賄等で逮捕され、社会的影響が大きいと判断される場合には、契約を締結しないことがある。

別記

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務名
送迎バスの借上げ
- (2) 業務概要
仕様書のとおり
- (3) 委託期間
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

2 入札日時及び場所

- (1) 日時 平成31年3月8日（金曜日）午後3時30分
- (2) 場所 愛媛県立とべ動物園 管理事務所第1会議室

3 入札等の照会先

公益財団法人愛媛県動物園協会
電話番号 089-962-6000
住所 愛媛県伊予郡砥部町上原町240番地

(別紙)

入札参加資格確認書

平成 年 月 日

公益財団法人 愛媛県動物園協会
理事長 佐伯 要 様

住 所
商号又は名称
代 表 者
氏 名 印

送迎バスの借上げに係る入札に参加する資格について、下記事項及び添付書類については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定には該当しない。
- 2 入札をする日において、知事が行う指名停止の期間中でない。
- 3 この業務について、法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業である。
- 4 過去5年間に、県内において、国、地方公共団体もしくは愛媛県動物園協会の発注する、当該業務と種類及び規模を同じくする業務実績があること。(現在履行中であるものを含む)。
- 5 愛媛県バス協会会員であること。

業務内容	発注者	契約期間	業務場所
		年 月 日～ 年 月 日	
		年 月 日～ 年 月 日	

※4については契約書の写し等 業務実績を確認することができる書類を添付すること。

様式 1

入 札 書

平成 年 月 日

公益財団法人 愛媛県動物園協会
理事長 佐 伯 要 様

入札者

住 所

名 称

氏 名

印

¥

(消費税及び地方消費税を含まない。)

ただし、小型バス 1 台 1 日あたりの単価

上記のとおり公益財団法人愛媛県動物園協会会計規程を遵守し、契約条項を承認のうえ入札いたします。

様式 2

委 任 状

平成 年 月 日

公益財団法人 愛媛県動物園協会
理事長 佐 伯 要 様

住 所
名 称
氏 名 印

私は、住所 氏名 氏名 印 を代理人と定め、
下記の契約に関する入札の一切の権限を委任します。

記

1. 送迎バス借上げ契約

バス車両借上契約書（案）

委託者 （甲） 公益財団法人 愛媛県動物園協会

受託者 （乙）

甲と乙は、愛媛県立とべ動物園来園者等を輸送するためのバス借上げについて、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 乙は、別紙仕様書にもとづいて、甲の指定する場所に配車し、係員の指示に従い運行するものとする。

2 乙は、前項の仕様書に定めのない事項については、甲乙協議して処理するものとする。

（車両の管理）

第2条 乙の配車するバスは、厳密な車両管理による完全な車両とし、万一事故もしくは運行不能な故障を生じたときは、直ちに代替車を配車しなければならない。

（委託期間）

第3条 委託の期間は平成31年4月1日から平成32年3月31日までとする。

（契約金額）

第4条 この契約にもとづくバスの借上げ代金は下表のとおりとする。

車 両	単 位	単 価	備 考
小型バス	1台1日当たり	円	消費税及び 地方消費税込み

（完了報告）

第5条 乙は、甲に対し、業務完了後遅滞なく業務完了報告書（別紙様式）を提出しなければならない。

（代金の支払）

第6条 甲は、各業務の完了を確認後、前項に定める支払額を乙の適正な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

（支払遅延利息）

第7条 乙は、甲の責めに帰すべき理由により、第6条の規定による対価の支払いが遅れた場合には、甲に対して政府契約の支払い遅延に対する遅延利息の率を定める告示（昭和24年12月12日大蔵省告示第991号）に定める率の割合で遅延利息の支払いを請求することができる。

（権利義務の譲渡等）

第8条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、この契約にもとづく乙の債務の全部又は一部の履行を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りではない。

(担当員)

第9条 甲は、乙がこの契約を履行するについて必要な連絡指導に当たる担当員を定め、乙に通知するものとする。担当者を変更した場合も、同様とする。

(責任者)

第10条 乙は、この契約の履行について責任者を定め、遅滞なく甲に通知するものとする。責任者を変更した場合も、同様とする。

(業務内容の変更)

第11条 甲は、必要があると認めるときは、業務内容の全部又は一部を変更することができる。この場合における委託期間又は委託料は、甲・乙協議の上、定める。

(契約の解除)

第12条 甲は、次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に違反したとき。
- (2) 乙の委託業務処理が不相当と甲が認めるとき。
- (3) 乙がこの契約を履行することができないと甲が認めるとき。
- (4) 乙又は乙の代表役員等、一般役員若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。）であると認められるとき。

2 前項の規定により、この契約が解除されたときは、乙は甲にその損失の補償を請求することができない。

(秘密の保持)

第13条 乙は、本契約の履行に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(損害賠償)

第14条 乙は、その責に帰する理由により、契約の履行に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(報告義務)

第15条 乙は、この契約の履行に関し事故が生じた場合には、直ちに、甲に報告し、その措置について甲と協議しなければならない。

(契約費用)

第16条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(信義・誠実の義務)

第17条 甲及び乙は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義の決定)

第18条 この契約に定めのない事項、及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保存するものとする。

平成 年 月 日

伊予郡砥部町上原町240番地

甲 公益財団法人 愛媛県動物園協会
理事長 佐伯 要

乙

仕様書

1 業務名

送迎バス借上げ

2 行程

総合運動公園駐車場・臨時駐車場およびこどもの城間のピストン輸送
ただし、臨時駐車場は各期日によって異なる。

臨時駐車場（予定）

愛媛県生涯学習センター	松山市上野町甲650番地
愛媛銀行総合グラウンド	松山市恵原町甲600番地34
愛媛県立医療技術大学	伊予郡砥部町高尾田543番地
えひめこどもの城	松山市西野町乙108番地 1
大橋町臨時駐車場	松山市大橋町312-1

ピストン輸送の距離は1台1日当たり80km程度の見込み

3 車両借上げ内容

- ・小型バス（旅客席数29人以下のもの）
- ・乗務員（各期日の運行に必要な人数）

4 条件等

- （1）入札書には運行に必要なすべてのバス借上げ費用（燃料代、乗務員に関する費用等）を含め記載すること。
- （2）輸送業務中に発生した交通事故は、損害賠償の責を負うこと。
- （3）天候によってはキャンセルをする場合がある。
その場合のキャンセル料については 当日午前7時までは無料とする。

別紙様式（第5条関係）

業 務 完 了 報 告 書

平成 年 月 日

公益財団法人 愛媛県動物園協会

理事長 佐 伯 要 殿

住 所

会社名

代表者名

印

平成 年 月の業務を完了しましたので、バス車両借上
契約書第5条の規定により業務完了報告書を提出します。

期 日	運行台数	1台あたりの運行
月 日	台	k m
月 日	台	k m
月 日	台	k m
月 日	台	k m
月 日	台	k m